

## 意見書

女性障害の条文化について

村田恵子

女性障害の差別は、障害差別では障害男性の影の隠れてしまい、女性差別では非障害女性の影に隠れてしまいがちです。障害女性に対する差別の関心の低さ、障害女性特有のニーズに対する軽視が障害女性の立場を更に深刻にさせています。障害分野と女性分野の両方で軽視されているのです。この現状を改善するためにも、独立した条文を設けることは必然です。女性障害者の項目をその他の中に入っているのではなくしっかりと一つの項目として位置づけさせるべきだと思います。私たち女性障害者はその他ではないし、一人の人間であり女性です。条例の文章に差別が感じられます。そして、やはり現在までの女性障害に起こった問題を認識し解決するために、また京都府としての責務を明確にするためにも必要と考えます。

そのためには、障害女性について独立した条項(各則)として中間まとめ(たたき台)にある包括的な条文にとどまらず、実効性を求める為にもできる限りわかり易く詳細な条文の明記が必要と考えています。

中間まとめ最終案の検討にあたり条文化案について提案致します。

明記する条文案

複合差別

(障害女性)

障害をもつ女性であることを理由にすべての生活領域において不利益な取り扱いをしてはならない。

①障害女性に対し、妊娠・出産・養育・家事等支援において、障害のない女性と同等のケアが受けられるように配慮しなければならない。

②障害女性労働者が、男性労働者又は障害のない女性労働者に比べ、勤務条件・勤務形態・職場保育サービス利用等に不利益な取扱いがないよう配慮しなければならない。

③障害女性に対する性認識及び性暴力の予防に対して特段の配慮をしなければならない。

④障害女性に対する不利益取り扱い要因が除去されることができるよう、認識、改善及び支援策等の政策及び制度の準備等、積極的措置を講じなければならず、統計及び調査研究等においても障害女性を考慮しなければならない。

第三者機関設置に対し留意すべきこと

障害当事者が参加はもとより、障害分野と女性分野の谷間となる障害女性専門の当事者を必ず参加させることは必要です。

そして、第三者機関には一定の権限を与えるものとして独立した機関とされるよう望みます。

また、第三者機関には、現状調査、分析する検証機関としての機能も必要です。